

新潟県国民健康保険団体連合会

理事会議事録

令和 5 年 7 月 18 日

自治会館本館「301 会議室」

出席者 理事本人の出席 7名
書面による出席 9名

開 会 午後1時25分

開 会 宣 言

渡邊総務課長が開会宣言を行う。

理 事 長 挨拶

【新潟県国民健康保険団体連合会 小林理事長】

開会にあたり一言ご挨拶申し上げます。

本日は公務ご多忙にも関わらず、理事会にご出席いただき、誠にありがとうございます。

また、日頃から本会の業務運営に、ご理解・ご協力を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、皆様ご承知のとおり、6月に閣議決定された「骨太の方針 2023」では、「マイナンバーカードによるオンライン資格確認の用途拡大や正確なデータ登録の取組みを進め、令和6年秋に保険証を廃止する」として、これまでの廃止方針に変更がないことが、改めて強調されたところでありますが、その後、厚生労働省は「保険証に有効期限のある、国民健康保険や後期高齢者医療制度も含め、全ての医療保険で令和7年秋まで保険証を継続使用できるようにする」としております。

また、令和6年度の診療報酬・介護報酬・障害福祉サービス等報酬の同時改定への対応に関しては、「物価高騰や経営の状況、支え手が減少する中で、人材確保の必要性、患者、利用者負担等への影響を踏まえ、患者や利用者が必要なサービスが受けられるよう、必要な対応を行う」との方向性が明示され、今後、高齢化、人口減少が進む中、経済・財政・社会保障が一体で持続可能なものとしていく方針が出されております。

一方、国保連合会に関係する状況といたしまして、政府の方針に則り開発が進められる「次期国保総合システムの更改」に要する費用のうち、令和6年度更改費用の不足額に関しましては、地方六団体並びに国保組合協会をはじめとする皆様のご協力により、令和3年度と4年度に合計111億円の国庫補助を獲得できたものの、令和6年度以降に必要な国保総合システムの運用費や更改費に加え、国保総合システム以外にも、国保中央会において開発・運用する「全国標準システム」の開発費用やクラウド化に要する費用に関しましても、今後、連合会の負担の増額が見込まれております。

国保被保険者の減少等による収入減も重なり、本会の財政運営は極めて厳しい状況であります。更なる経費削減やICT積立資産への積立による財源確保などに努めながら、今後とも、保険者の共同体として、本県の安定的な国保運営に寄与できるよう、その責務を果たしていく所存でありますので、何卒、ご理解・ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

最後になりましたが、本日の理事会は、令和4年度「事業報告」並びに「各会計決算案」などをご審議いただき、第154回通常総会に提出するものであります。

後ほど、事務局より説明がありますので、ご審議のうえ、ご承認賜りますようお願い申し上げます。
て挨拶とします。

議 事

【議長 小林理事長】

それでは、早速ですが進めさせていただきます。
まず、議事に入る前に、本理事会の議事録署名理事の選出についてお諮りいたします。
差し支えなければ、私から指名させていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

異議なしの声をいただきましたので、私から指名させていただきます。燕市の鈴木市長さん、田上町の佐野町長さんのお二人を指名させていただきます。よろしくお願ひいたします。
それでは、議案審議に入ります。まず始めに、議決事項の「(1)令和4年度事業報告(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

事務局長の石井でございます。
日頃から本会の事業運営につきましては、ご理解、ご協力を賜り誠にありがとうございます。
それでは私から「令和4年度新潟県国民健康保険団体連合会事業報告(案)」をご説明いたします。
まず初めに令和4年度事業運営での特徴的な事柄、続いて新規事業と事業計画で掲げました7つの重点事項と一般状況の重要部分をご説明します。
それでは資料No.1をお手元にご用意願います。1ページをお開き下さい。最初の〇でございます。令和4年度事業運営は「保険者の共同体」としての負託に応えるべく、「診療報酬等の審査支払業務」、「各種共同事業の実施」、「保健事業支援」など事業計画に掲げた7つの重点項目を中心に各種取り組みを行って参りました。
二つ目の〇は新規事業として介護職員等の処遇改善として国の要請を受け令和4年10月の報酬改定までの間、介護事業所に「処遇改善支援補助金」、障害・福祉サービス事業所に「処遇改善臨時特例交付金」の支払事務を県から受託し実施いたしました。
三つ目の〇は本会の財政運営の状況でございます。
国保は短時間労働者の被用者保険適用拡大、団塊の世代の後期高齢者医療への移行により被保険者数が大きく減少したことに伴い、審査支払取扱件数が減少し、手数料収入が落ち込み国保の事務費を計上いたします診療報酬審査支払特別会計業務勘定の単年度収支は赤字でございました。
後期高齢者では団塊の世代が75歳に到達し始め、被保険者数は2年ぶりに増加に転じましたが、新型コロナウイルス感染症拡大に伴う受診控えと令和4年10月からの窓口負担割合の2割

導入の影響もあり、グラフに示すとおり、取扱件数は昨年度より増加したもののコロナ前の水準には戻らず、後期高齢者医療特別会計業務勘定の単年度収支は昨年度に引き続き赤字でございました。

2 ページをご覧ください。四つ目の○は次期国保総合システムと ICT 積立資産の積立状況等でございます。

次期国保総合システムをご説明する前に、記載はございませんが国保総合システムについてご説明いたします。

このシステムは全国標準システムとして全国の国保連合会で運用されている重要な基幹システムです。ひとたびトラブルで動かなくなれば国保・後期高齢者の医療費の支払いや保険者での関連業務ができなくなるなど極めて公共性の高い重要なインフラとしての役割を担っております。また、令和 5 年度末でサーバ等の機器の保守期限切れを迎える状況でございます。本文に戻りますが、次期国保総合システムは、政府の「規制改革実施計画」、「クラウド・バイ・デフォルトの方針」、「審査支払機能に関する改革工程表」に則り、令和 6 年度更改での「クラウドサービスの利用」、段落の下に注釈がございますが、支払基金システムとのレセプトの受付システムの共同利用化、令和 8 年度以降の更改で審査システムの共同利用化に向け、厚生労働省主導・参画のもとデジタル庁と連携し「整合的かつ効率的なシステムの実現」に向け開発が進められております。

令和 6 年度更改の開発費用は全国の国保連合会、国保中央会の保有資産を充てても約 100 億円不足すると見込まれておりましたが、市長会、町村会をはじめとする地方 6 団体のご協力により、令和 3 年度は 54 億円、令和 4 年度は 57 億円それぞれ補正予算で国庫補助を獲得することができました。

しかし、令和 6 年度以降に必要な運用費、更改費、その他※3 でお示しております全国標準システムの開発経費やクラウド化に要する費用の大幅な増額が見込まれることから、本会の財源確保として「ICT 等を活用した審査支払業務等の高度化・効率化のための積立資産」に、積立が不要となりました「国保総合システムに関する減価償却積立資産」などを原資に、表に記載のとおり令和 3 年度、令和 4 年度で約 1 億 8,000 万円の積立をさせて頂きました。

最後五つ目の○でございますが、今後も積極的に国庫補助獲得要請を行いながら、本会においても経費削減、業務効率化に努めてまいります。やむを得ず手数料等の増額改定が必要となる際には早期の情報提供と十分な協議に務めていきたいと考えております。

ここからは記載していませんが、これに至った理由といたしましては、国保、後期高齢者、特定健診の会計は慢性的な赤字会計であり、被保険者数減少による取扱件数の減に伴う収入減、全国標準システムの開発経費、クラウド化に要する費用の大幅増が見込まれ、国保中央会の負担金も大幅な増額改定の予定でございます。

本会の国保の審査支払手数料につきましては、平成 9 年度に引上げのお願いをして以来 26 年間引上げはなく、2 回引き下げを行っており、全国の国保連合会の中では 2 番目に安価で、後期高齢者は 7 番目に安価な状況でございます。

平成 26 年度の積立金整理・返還の際に残させていただいたものを繰り越しながら運営し、国保中央会の負担金増額も本会負担としてきた部分もでございます。先ほどご説明した収入減とシステム関連経費の増額により、より厳しい状況になってまいりました。引上げにつきましてご理解を頂き、具体につきましては今後事務レベルでご協議させていただきます。

3 ページをお開きください。「第 1 令和 4 年度に新たに実施した事業等」は、冒頭、ご説明した

「介護職員等に係る処遇改善支援補助金・特例交付金の支払事務」で、実績は記載のとおり「補助金・交付金」合わせて延べ約 19,000 事業所、約 20 億円の支払を実施しました。

「第 2 重点事項の主な取組」では令和 4 年度に掲げた 7 つの事項について報告させていただきます。

「1. 保険者ニーズを反映した共同事業の拡充及び円滑な実施」は、各保険者に共通する事務の一元的処理による負担軽減、事務の標準化、スケールメリットを活かした経費節減等が目的でございます。「(1) 第三者行為損害賠償求償事務」の取扱実績をはじめ各種共同事業の実績は、20 ページ、21 ページに記載しておりますが、お時間の関係で説明は割愛させていただきます。

4 ページをご覧ください。「2. 保険者が行う保健事業への支援」では、本会設置の「保健事業支援・評価委員会」にて保険者が PDCA サイクルに沿った保健事業を展開するための支援や、「システム等を活用したデータ提供」をはじめ、「高度なデータ分析とナッジ理論に基づく特定健診受診率向上支援事業等」を実施しました。事業の詳細、実績につきましては 22 ページに記載しております。

「3. 診療報酬明細書等の審査及び支払業務の充実・強化」では、システムを活用した審査精度向上、業務効率化・高度化を図り円滑な支払業務に努めてまいりました。審査支払実績につきましては 28 ページから 30 ページに記載しております。

5 ページをお開きください。「4. 後期高齢者医療広域連合受託業務の円滑な運営」では、診療報酬審査支払業務をはじめ各種受託業務を広域連合担当職員と連携を図り円滑に進めてまいりました。受託事業の実績につきましては 26 ページに記載しております。

「5. 県受託事業の円滑な実施」では、「国保ヘルスアップ支援事業」と、「新型コロナウイルスワクチン接種費用請求支払業務」を受託し実施しました。

6 ページをご覧ください。「6. 介護保険並びに障害者総合支援関係業務の円滑な運営及び共同事業の拡充」では、年々増加する介護給付費等の請求に適切に対応するため介護保険等審査支払システムにより迅速・確実に審査支払業務を実施しました。事業の詳細は 27 ページ、審査支払実績は 33、34 ページに記載しております。

「7. 人材育成の更なる推進及びコンプライアンスの徹底」では、「必要な知識と多様なスキル習得」及び「自己成長」を目的に様々な研修へ参加してまいりました。「コンプライアンスの徹底」は、委員会を開催し意識徹底を図り、「個人情報保護マネジメントシステム」に則り、定期研修等で個人情報保護の重要性の確認・徹底をしております。重点事項の説明は以上となります。

7 ページをお開きください。「第 3 一般状況」の「1 会員等の状況」の「(2) 被保険者数」でございますが、令和 4 年 3 月末から 2 万 3 千人近く減少し約 43 万人となっております。これは県の人口減少、後期高齢者制度への移行に加え、短時間労働者の社会保険適用拡大の企業規模が令和 4 年 10 月から従業員 101 人以上となった影響と思われ、令和 6 年 10 月からは 51 人以上となることから更に被保険者数が減少すると思われ。

少しとびまして 19 ページをお開きください。「6 国民健康保険事業改善強化運動の推進」でございます。「(1) 国保制度改善強化全国大会」は国保制度の基盤強化、財政強化など制度改善を目的に地方 6 団体と全国国保組合協会と共催で毎年開催され、昨年度は 11 月 18 日に囲みの 11 項目の決議を行い、大会終了後、衆参合わせ 14 名の県選出国會議員に対し陳情、要請活動を行いました。

20 ページをご覧ください。「第 4 事業実施状況」は、27 ページまでは重点事項を含む実施状況

の詳細、28 ページ以降は審査支払の実績を記載しておりますが、お時間の関係で説明は割愛させていただきます。

以上で簡単ではございますが「令和 4 年度事業報告(案)について」説明を終わります。
ご審議のほどよろしくお願ひいたします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(1)につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の「(1) 令和 4 年度事業報告(案)」につきまして、ご承認いただき、通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。

それでは異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の「(2) 令和 4 年度各会計歳入歳出決算(案)について」、議決事項の「(3) 令和 4 年度 財産目録(案)について」、一括して事務局の説明を求めます。

なお、先般、監事の方から監査をしていただいておりますが、本日は、監事の方が欠席されておりますので、事務局から監査結果の報告をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

議決事項「(2) 令和 4 年度各会計歳入歳出決算(案)」をご説明いたします。総会議案となる決算書は資料No.2-1でございますが、補足資料として要約した資料No.4 にてご説明しますので、資料No.4 をご用意ください。

1 ページをお開き下さい。「令和 4 年度決算総括表」です。本会会計が①一般会計と②～⑦の 6 つの特別会計で構成されていることをお示しし、2 ページの右には各会計の事業内容と主な財源を記載しております。

②の診療報酬審査支払特別会計から⑥の特定健康診査・特定保健指導等特別会計には各会計の事務経費を計上する業務勘定と、診療報酬、介護給付費等を支払う支払勘定があり、支払勘定につきましては、診療報酬、介護給付費など保険者さんから頂いた金額をそのまま全額、医療機関、介護事業所等へ支払う受払勘定、いわゆるトンネル勘定でございますので基本的に収支差引残額は生じない勘定となりますが、②の診療報酬審査支払特別会計の公費負担医療の支払勘定に 24 万円ほどの差引残がございます。これは一部公費について概算で国から交付され、残額は翌年度に繰越し、国に返還するために差引残額が生じております。

3 ページをお開き下さい。今ほどご説明した総括表を事務経費を計上する業務勘定、受払費用

を計上する支払勘定と分け記載してございます。予算総額は約 7,500 億円ですが、事務経費である一般会計、業務勘定は全体の 1%に満たない規模でございます。

4 ページをご覧ください。本会の「積立資産一覧」でございます。これは厚生労働省通知に基づき法人税法上の取扱いにより本会で積立が認められた積立資産と令和 5 年 3 月 31 日現在高が約 25 億円であることをお示しするものでございます。各資産にはそれぞれ積立上限が定められ、更に「財政調整基金積立資産」と「ICT 等積立資産」は記載にある通り「洗替方式資産」で、当該年度の積立額を翌年度全額取崩し、翌年度新たに上限内の額を積み立てることとなっております。「財政調整基金積立資産」は当該年度手数料収入の 10 分の 1 以内、「ICT 等積立資産」では 10 分の 3 以内とされておりますが、毎年度積み増しできるものではなく、常に当該年度手数料収入の限度額の範囲です。

5 ページをお開きください。それでは「各会計の決算状況」をご説明いたします。

表の見方は左欄から「会計名」「予算現額」、上段が「収入済額」、下段は「支出済額」、続いて「予算現額との比較」で上段は「収入」、下段は「支出」、次ページになりますが「収入、支出毎の執行率」、「収入支出差引残」は形式収支額で、その下は実質収支から前年度実質収支を差し引いた「単年度収支」で、一番右欄は「予算額と決算額の比較・過不足の主な要因または取扱状況」です。なお各会計の支払勘定は収入支出差引残は基本的に生じませんので説明は省略させていただきます。

はじめに「一般会計」でございます。一般会計は保険者さんからの会費として頂戴している第一種負担金が主な財源で会務運営費、保険者の保健事業を支援する保健事業費を計上している会計でございます。

「予算現額」約 32 億 2,000 万円、「収入済額」約 26 億 2,900 万円、「支出済額」約 23 億 6,000 万円で、「予算現額との比較」は、上段は「予算現額と収入済額との差額」マイナス約 5 億 9,000 万円、下段「予算現額と支出済額の差額」が約 8 億 5,900 万円で、その右欄「収入支出差引残」、いわゆる形式収支である約 2 億 6,800 万円は全額翌年度へ繰越しさせていただくものでございます。

その欄の下にあります「単年度収支」は令和 4 年度の実質収支から前年度、令和 3 年度実質収支を差し引いた金額、つまり令和 4 年度だけの収支状況を示すもので約 2,900 万円の収支黒字でした。4 年度は収支黒字でしたが、主財源の「第一種負担金」収入は被保険者数減少で減収が続くと予測され、当該繰越金を充当しながら 5 年度以降も運営して参ります。一番右欄の「予算額と決算額の比較・過不足の主な要因又は取扱状況」は、その会計で額が大きいものにアンダーラインを引いており主にその説明となります。

歳入「県支出金(県委託費)」の「介護職員等処遇改善支援事業費」の見込過大による受入金の約 5 億 6,900 万円減は県補正予算と同額を計上したためでございます。「繰入金」のシステム改修不要による積立金繰入金の約 2,000 万円減は、減価償却引当資産への繰入金の減によるものです。

歳出「事業費」の「介護職員等処遇改善支援事業費」の見込過大による交付金支出金の約 5 億 6,900 万円の残は歳入と同様に県補正予算と同額を計上したためでございます。「予備費」の予備費充当不要による約 2 億 4,100 万円の残は、収入支出差引残の大半を占めております。本会会計の予備費は他会計でも予算残が多く、これにより収入支出差引額、つまり翌年度繰越金も多くなります。これは先ほどのご説明した積立金の仕組みが要因でございます。

本会積立金は種類と積立上限が限定され、当該年度で上限額を超えない範囲で積立後の金額

が「収入支出差引残」となります。この額を翌年度に繰越し、翌年度予算の歳入で「繰越金」、歳出では「予備費」等として計上しているのが本会会計の特徴でございます。予備費の予算計上額が大きくなり、大きな予算残額も継続的に存在しております。

続きまして下段の「診療報酬審査支払特別会計」の「業務勘定」でございます。この会計は国保の「診療報酬審査支払業務」「共同事務処理」等の事務費勘定で、主な財源は保険者さんから頂く「レセプトの審査支払手数料」「共同電算処理手数料」等でございます。

「予算現額」約 17 億 3,800 万円、「収入済額」約 16 億 1,900 万円、「支出済額」約 13 億 300 万円 「収入支出差引残」約 3 億 1,600 万円を全額繰越しさせていただきます。「単年度収支」は約 4,000 万円の収支赤字でした。「予算・決算比較・要因又は取扱状況」につきましては、歳入の「手数料」の「共同事業手数料」で各通知書作成枚数の見込過大による約 1,700 万円の減。「繰入金」ではシステム改修が不要となり減価償却積立資産とシステム導入作業経費積立資産への繰入金がそれぞれ約 3,900 万円と約 4,400 万円の減でした。

歳出の「総務費」の「一般管理費」は育児休業者が生じ人件費等が約 3,100 万円の残。「新型コロナウイルスワクチン接種事業費」は取扱件数減、システム改修の不要等により約 2,400 万円の残でございました。「共同電算処理管理費」はシステム改修とクラウド構築が不要となったことにより約 2,300 万円の残。「共同事業管理費」は各種通知書作成枚数減により約 1,900 万円の残。「予備費」は充当不要により約 2 億 9,400 万円の残でした。

7 ページをお開きください。「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。この会計は後期高齢者医療の「診療報酬審査支払業務」、「広域連合からの受託業務」の事務費勘定で、主な財源は広域連合さんから頂く「レセプトの審査支払手数料」、「代行等共同電算処理手数料」等でございます。

「予算現額」約 13 億 7,900 万円、「収入済額」約 12 億 8,900 万円 「支出済額」約 12 億 2,700 万円、「収入支出差引残」約 6,100 万円は全額翌年度に繰り越しをさせていただきます。「単年度収支」は約 500 万円の収支赤字でした。これは「財政調整積立資産」には当該年度手数料収入の 10 分の 1 である 9,500 万円の積立が可能でしたが、年度初めの各種の支払いに現金が 5,000 万～6,000 万円必要で、その令和 5 年度当初の資金確保のため積立限度額 9,500 万円のうち 5,000 万円を積立し、歳出の(3)積立金の「財政調整積立資産」の積立額減額調整による残と記載のとおり約 4,300 万円を積立せず翌年度繰越しとしました。限度額まで積立をしたならば実質約 5,000 万円の収支赤字でございました。

「予算・決算比較・要因又は取扱状況」は歳入の「手数料」の「診療報酬手数料」、「代行等共同電算処理手数料」は取扱件数の見込み過大によりそれぞれ約 3,300 万円、約 1,200 万円の減。「繰入金」はシステムの改修不要により「減価償却積立資産」への繰入金が約 2,700 万円減でございました。「歳出」におきましては、「一般管理費」は育児休業者が生じ人件費が約 3,900 万円の残。「共同電算処理管理費」はシステム改修、クラウド構築が不要となり約 3,000 万円残。「共同事業管理費」は二次点検件数減、通知書作成枚数減による約 1,600 万円残。「積立金」は先程の年度当初資金確保を目的とした「財政調整基金積立資産」への積立額減額調整による約 4,300 万円の残でした。

続きまして「介護保険事業関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

「予算現額」約 3 億 6,500 万円に対し、「収入済額」約 3 億 5,700 万円、「支出済額」約 2 億 3,200 万円、「収入支出差引残」約 1 億 2,400 万円は全額翌年度へ繰越しさせていただき、「単年度収

支」は約 160 万円の収支黒字でございました。「予算・決算比較・要因又は取扱状況」につきましては「歳入」の「手数料」で「介護給付費等手数料」、「電子証明書発行手数料」の取扱件数見込み過大によりそれぞれ約 270 万円、約 260 万円の減でございました。「歳出」の「一般管理費」はシステム改修とクラウド構築が不要になったことと「電子証明書発行手数料」の取扱件数減によりそれぞれ約 600 万円、約 270 万円の残と、予備費充当不要により1億 1,800 万円の残でございました。

9 ページをお開き下さい。続きまして「障害者総合支援法関係業務特別会計」の「業務勘定」でございます。

「予算現額」約 7,900 万円に対し「収入済額」約 7,300 万円、「支出済額」約 6,500 万円で「収入支出差引残」約 820 万円は翌年度全額繰越しさせていただきます。「単年度収支」は約 12 万円の収支黒字でございました。「予算・決算比較・要因又は取扱状況」では、「歳入」の「手数料」は「障害介護給付費等手数料」取扱件数見込み過大により約 340 万円の減でございます。「歳出」につきましては「一般管理費」は従事職員の減、システム改修不要による約 540 万円残、「予備費」充当不要により約 570 万円の残でございました。

続きまして、「特定健診診査・特定保健指導等特別会計」の「業務勘定」でございます。

「予算現額」約 1 億 4,000 万円に対し、「収入済額」、「支出済額」とも約 1 億 3,100 万円で、「収入支出差引残額」、「単年度収支」とも 0 円でございます。この会計は毎年赤字会計で繰越金もなく、一般会計より不足分を繰入れて運営しており収支同額でございます。令和 4 年度は 2,300 万円を一般会計より繰入れしております。「予算・決算比較・要因又は取扱状況」の「歳入」につきましては、「手数料」の「費用決済等手数料」は取扱件数見込み過大、「情報提供事業手数料」は取扱件数、金額の見込み過大により、それぞれ約 100 万円、約 130 万円の減でございます。「歳出」につきましては、「一般管理費」はシステム改修不要により約 480 万円の残。「情報提供事業管理費」は取扱件数と費用の減により約 140 万円の残。「積立金」の「財政調整積立資産」は手数料収入の減により約 110 万円の残でございました。

最後になりますが、「役職員退職手当特別会計」は、役職員の退職手当金に係る積立及び支給する会計で、「収入支出差引残」、「単年度収支」はございません。

以上、ご説明しませんでした各会計支払勘定を含めた令和 4 年度決算額合計は、「予算現額」7,498 億 5,301 万円に対しまして、「収入済額」7,109 億 5,484 万 565 円、「支出済額」7,101 億 7,411 万 4,179 円、「収支差引残額」7 億 8,072 万 6,386 円は全額翌年度に繰越しをさせていただきます。なお、「単年度収支」はマイナス 1,407 万 3,939 円となっております。

続きまして、議決事項「(3)令和 4 年度財産目録(案)について」ご説明いたします。資料No.3 の 1 ページをお開き下さい。合計額にてご説明いたしますので、表一番下段の合計額をご覧下さい。令和 3 年度末残高 26 億 5,610 万 7,829 円に対しまして、記載の積立、取崩しの増減により前年度比較で約 8,441 万円減の 25 億 7,169 万 3,928 円が令和 4 年度末現在高となります。この減額の理由は約 1 億 9,000 万円を国保中央会へ国保総合システム開発分担金として支払ったことの影響でございます。

なお、当該積立資産の管理運用につきましては、昨年度理事会にて佐藤理事よりリスク分散についてご指摘を頂き、定期預金預入先に新たに大光銀行(近江支店)を加え、第四北越銀行(本店・県庁支店)との 2 行体制とし、預金割合は両行の 2022 年 3 月時点の総資産額比率と同率とし、第四北越銀行には 86.19%、大光銀行には 13.81%とし、記載の金額のとおり管理しております。

続きまして、監事の皆様にご欠席されておりますので、私から監事の皆様からの監査結果をご報

告させていただきます。資料No.5-1の1ページをお開きください

国民健康保険法施行令第23条第1項の規定により審査に付された、令和4年度における本会の事業執行状況、以下、会計歳入歳出決算並びに財産管理状況について、去る6月19日から23日の間に監事である「磯田長岡市長さん」、「関口十日町市長さん」、「加藤関川村長さん」より関係帳簿等の監査をしていただき、いずれも適正に処理されていることを認めていただきましたことをご報告いたします。

以上で報告を終わります。

【議長 小林理事長】

次に、事務局から「会計検査の報告」並びに「令和4年度決算における実費弁償判定結果について」報告をお願いします。

【事務局 石井事務局長】

続きまして、「会計検査報告」でございます。引き続き、資料No.5-1の2ページをご覧ください。

令和4年度財務諸表について、令和5年6月9日、「税理士法人 小川会計」から会計検査を行っていただき、財政状態、決算状況を適正に表示していると認められたことをご報告いたします。

続いて「令和4年度決算における実費弁償判定結果について」ご説明します。資料No.5-2の1ページをお開き下さい。まず初めに実費弁償判定についてご説明をいたします。

国保連合会は法人税法上の公益法人に位置付けられ、保険者からの委託により行う審査支払業務は収益事業に該当し剰余が生じた場合は法人税課税対象となります。法人税法上の会計年度単位での剰余額判定、つまり、「審査支払業務に係る手数料収入が、必要な費用(実費)を超えたか否かの判定」が実費弁償方式による判定となります。剰余が生じた場合は翌年度手数料から控除し、実費弁償判定結果を税務署に届け出ることにより法人税が非課税とされます。

令和4年度実費弁償判定結果は2ページに記載しております。

5つの収益事業会計の①欄「単式会計当期決算収支差引残額」は先程4年度決算でご説明いたしました各会計収支差引残高で、その右の②欄「単年度前期決算収支差引残額」は、収支差引残額に含まれている前年度からの繰越額で、①から②を引くことで③欄の「単式会計当期収支差額」の実質収支となります。

③の額に対しまして④～⑦の複式簿記上の考え方、法人税法の取り決めに基づく加算、減算により最終的な⑧実費弁償判定となります。

令和4年度決算での実費弁償判定の結果、収益事業5会計分の合計額がマイナスで剰余は生じなかったため手数料からの控除はなく、当該判定結果を新潟税務署へ提出することをご報告いたします。

なお、当該判定は外部検査を依頼しております税理士法人小川会計からも検査を受け適正である旨の報告を頂いております。この約1億6,200万円の赤字につきましては、先ほどご説明いたしました国保中央会への約1億9,000万円の国保総合システムの開発分担金の支払いの影響でございます。

以上で報告を終わります。ご審議のほど、よろしく申し上げます。

【議長 小林理事長】

有難うございました。

只今、事務局の説明と監査報告が終わりましたが、ご質問等ございましたらお願いします。

(建築国保組合 佐藤理事長より挙手あり)

【建築国保組合 佐藤理事長】

我々も先月総会をやったんですが、短期は赤字で、長期で何とかやりくりしています。連合会の長期の積立金はいくらかいあるの。長期はいくらかい余裕があるのですか。

【事務局 石井事務局長】

ご質問有難うございます。

長期につきましては先ほどご説明いたしました積立資産の約 25 億円。

あとはそれぞれの会計の繰越金でございます。

【建築国保組合 佐藤理事長】

先月厚労省の担当課長補佐とミーティングをやったんですが、厚労省も金が出ないから「今年度の予算はとりあえず去年と同じような予算だけれども、今後は当てになりませんよ」と言われました。

あなた方事務方も、給与の改正の話も出ていましたけれども、相当厳しくやっていかないと大変なことになりますよ。

特にこの国民健康保険は滞納の人が結構いるでしょう。この不景気で滞納の人がこれからだいぶ出ると思うんですよ。そういう人が出てきて我々国保の運営が厳しくなっているから、我々も滞納の回収を厳しくやって、今後注意していかないと相当厳しくなりますよ。国の監査も厳しくなっていますし、よろしくをお願いします。

【議長 小林理事長】

はい、ありがとうございました。他にございませんでしょうか。

他にないようでありますので、議決事項の「(2)令和4年度 各会計歳入歳出決算(案)について」、「(3)令和4年度 財産目録(案)について」の2つの議題につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提案することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。

異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。有難うございました。

次に、議決事項の「(4)令和5年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項「(4)令和5年度各会計歳入歳出予算の補正(案)について」ご説明いたします。資料No.6の1ページをお開き下さい。総括表にてご説明いたします。

一般会計と二つの特別会計の業務勘定の第一次補正、3つの特別会計業務勘定の第二次補正をお願いするものでございます。

各会計とも補正内容は、令和4年度決算確定に伴い4年度予算の繰越金の増減、予備費の調整、消費税確定による公課費を増減する補正をお願いするものでございます。

以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(4)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようでありますので、議決事項の「(4)令和5年度各会計歳入歳出予算の補正(案)」につきまして、ご承認をいただき、通常総会に提出することにご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。

有難うございました。

次に、議決事項の「(5)役員の改選(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項の「(5)役員の改選(案)について」ご説明をいたします。

資料No.7の1ページをお開きください。令和5年7月31日にて役員任期が満了するため、新たな役員を選任するものであり、任期は令和5年8月1日から令和7年7月31日の2年間でございます。

関係団体から現役員と変更なくご推薦頂きましたが、県につきましては「松本福祉保健部長」の予定でございましたが、8月に厚生労働省に戻り後任の方のお名前も報道されておりますが、県とのご相談では「ほぼ後任の部長が理事になると思われるが、ご本人のご承諾を頂いていない」とのことでございます。したがって理事会・総会で空欄とさせていただきますが、ご本人のご承諾を頂きしだい委嘱し、次回の理事会・総会でご報告しご承認をいただきたいと思います。

学識経験者理事は「堂前新潟県医師会長」と「本間常務理事」の再任をお願いするものでございます。

2ページ以降は、役員選任規程でございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしく願いいたします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(5)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等ないようでありますので、議決事項の「(5) 役員の改選(案) について」原案どおり承認いただき、通常総会に提出することに、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
有難うございました。
次に、議決事項「(6) 規則等の一部改正(案) について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

「(6)規則等の一部改正(案)について」ご説明します。資料No.8-1の1ページをお開きください。要旨一覧でご説明いたします。

取扱い等の変更に伴う一部改正は「公用自動車管理規程」と「文書取扱規則」でございますが、これは紙による運用から電磁的記録、いわゆるデジタルでシステムによる運用への変更に伴うものです。

中ほどの「定年延長制度の施行に伴う一部改正」は、国家公務員、地方公務員の定年が60歳から65歳へ段階的に引き上げられることに伴い、県に合わせ定年年齢延長に係る制度を施行するため関係規定の改廃をするものです。

「インボイス制度の開始に伴う一部改正」は、令和5年10月1日からの制度開始に伴い、本会から発行する請求書を「登録番号・消費税額」を記載した適格請求書(インボイス)に改めるため、「診療報酬審査支払規則」に定める請求書様式を改正するものでございます。

2ページをお開きください。「現在の運用との整合性を図るための改正」では、「保険者レセプト管理システム運用管理業務規則」と「同細則」でございます。現規則の不備を是正し、紙レセプトの廃棄を保険制度別に変更するものです。

最後になりますが、「介護給付費等審査委員会規程」は委員会での部会設置について介護保険法施行規則との整合性を図るものでございます。

以上で説明を終わります。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(6)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等ないようでありますので、議決事項の「(6)規則等の一部改正(案)について」原案どおりご承認をいただくことでご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
有難うございました。

次に、議決事項の「(7)第 154 回 通常総会 並びに 理事会の開催日程(案)について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

議決事項「(7)第 154 回通常総会並びに理事会の開催日程(案)」でございます。資料No.9 の 1 ページをご覧ください。

第 154 回通常総会を 7 月 24 日(月)午後 1 時 30 分から自治会館別館 9 階「901 会議室」において、本日も協議いただいた案件についてご協議いただきたく開催するものでございます。

総会終了後、新理事による正副理事長の互選を行うための理事会を開催するものでございます。
以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました議決事項の(7)につきまして、ご質問等がございましたらお願いいたします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等ないようでありますので、議決事項の「(7)第 154 回通常総会並びに理事会の開催日程(案)について」原案どおり開催することで、ご異議ございませんか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

「異議なし」の声をいただきました。異議なしと認め、原案のとおり決定いたします。
有難うございました。

続きまして、報告承認事項に入ります。

報告承認事項の「(1)役員の新補充選任報告について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項「(1) 役員の補充選任報告について」ご説明いたします。

資料No.10 の 1 ページをお開きください。本会理事でございました「小林弥彦村長」のご退任に伴い、県町村会からご推薦頂いた「桑原津南町長」に令和 5 年 3 月 15 日付けで理事を委嘱したことをご報告いたします。以上でございます。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(1)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようでありますので、説明のとおりご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございました。

次に、報告承認事項の「(2) 令和 4 年度 各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項「(2) 令和 4 年度各会計歳入歳出予算の補正について」ご説明いたします。資料No. 11 の 1 ページをお開き下さい。令和 5 年 3 月 22 日小林理事長より専決処分として決裁いただいた案件のご報告で、「一般会計の第四次補正」、「診療報酬審査支払特別会計他 5 つの第三次補正」と、「役職員退職手当特別会計歳入歳出予算の第二次補正」でございます。

中ほどの「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」の公費負担医療の支払勘定以外は、3 月に急遽自己都合退職者が生じたことに伴う各会計からの「役職員退職手当特別会計」への繰入金増及び「退職手当特別会計」での繰入金、退職金、積立金の増による補正でございます。

「後期高齢者医療特別会計」の公費負担医療に関する支払勘定の 8,159 万円の補正につきましては感染症公費負担医療が見込みより増加したためでございます。

以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(2)につきまして、ご質問等がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございました。

次に、報告承認事項の「(3)令和5年度 各会計歳入歳出予算の補正について」事務局の説明を求めます。

【事務局 石井事務局長】

報告承認事項「(3)令和5年度各会計歳入歳出予算の補正」をご説明いたします。資料No.12の1ページをお開き下さい。こちらも令和5年3月22日小林理事長より専決処分として決裁いただいた案件のご報告でございます。いずれも令和5年度新規事業の受託に伴う第一次補正でございます。

「後期高齢者医療事業関係業務特別会計」は、後期高齢者医療広域連合より「電算事務の総合サポート業務」の新規受託によるもの。

「介護保険事業関係業務特別会計」は、介護保険事業者間の「ケアプランデータ連携」が新規に開始されることに伴うもの。

「障害者総合支援法関係業務特別会計」では、国が新たに構築する「障害福祉サービスDB」に関する市町村と国のデータ連携業務が新たに開始されることに伴うものです。

以上で説明を終わります。

【議長 小林理事長】

只今、事務局から説明のありました報告承認事項の(3)につきまして、ご質問がございましたらお願いします。

(意見・質問等なし)

【議長 小林理事長】

ご質問等がないようでありますので、原案どおりにご承認いただき、通常総会に報告したいと存じますが、いかがでしょうか。

(「異議なし」の声)

【議長 小林理事長】

有難うございました。

続きまして、「その他」となりますが、事務局から何かありますでしょうか。

(特になし)

【議長 小林理事長】

特にないようでありますので、以上をもちまして、本日、提出された議案の審議が、すべて終了いたしました。

折角の機会でございますので、皆さんから他に何がありましたらお願いいたします。

(建築国保組合 佐藤理事長より挙手あり)

【建築国保組合 佐藤理事長】

マイナンバーの件ですけれども、来年の秋までは保険証はとりあえず使えるけれどもその後はだめだということで国の方針が出ています。先月東京で厚労省の担当課長と勉強会を開いた際に、「これを本気でやるんですか」と聞いたら、まだはっきり決まっていないとのことでした。保険証ばかりではなくて、マイナンバーそのものに色々なシステムが入っているものだから、日本の政治家がやると言っても事務方と話が整理できていなくて間に合わない。我々も保険証を作っているんだけど来年どうするんだという状況。結局は国の方針が出ないから延び延びになる。

それと新型コロナウイルスについて、国自体が今ほとんど隠していて、新潟県のホームページを見ても大雑把にしか載っていない。一カ月単位の患者数など多少もっと細かく県のホームページに載せられないものでしょうか。結局、国は経済が第一ということでコロナは忘れてる。また最近、日本全国、特に沖縄は患者数が増えているし新潟にも相当入ってきている。我々保険事業をやっていると医療費の請求が我々にくるものだから患者が増えると大変なわけです。県を挙げて新潟県独自で、ある程度細かくデータや注意事項等を今一度ホームページに載せていただくよう、理事長から県知事をお願いしていただきたい。

ワクチン接種も今後どうなるかわからないが、我々も総会の時など患者が出ると困るのでなるべく早めにやってきてくださいということで注意をしている。学級閉鎖も出てきている。これからお盆になってくると人の移動も多くなる。国に任せても何もやってくれないので、新潟県も医療費がかかると大変なのだから、我々も理事長としてやっているからには厳しく、医療費も使うところは使う、止められるのは止めた方がいいんじゃないかと考えていますので、よろしくお願いします。

【議長 小林理事長】

マイナンバーカードにつきましては最近大変混乱しているようでございます。私も県の市町村共済組合の理事長をしていますが、市町村共済も住所の確認等について間違いがないかを再点検するなど真摯に取り組んでいるようですが、対応ができない部分があるということで若干問題があるというふうに聞いています。国の方も最善を尽くして、間違っている部分は直ちに修正をしながら、国民の理解を得られるようにして努力をしているわけでございますので、ご理解をいただきたいと思っております。

また新型コロナウイルスにつきましても最近は毎日のように報道もされなくて、定点的な医療機関における発生数を報告していますが、沖縄等において圧倒的に感染者が増えてきている状況でございます。先般の日曜討論でも取り上げられておりましたが、第9波の襲来も予想されますので、いかに5類に格下げされたとしても改めて慎重に対応しなくてはならないということでござい

ます。

県あるいは自治体、住民各位におかれましても、万全を期して、例えば検温や手洗いを復活しながら、新型コロナに関しては恐れるということではないですけども十分に気を付けて対応するよう、周知するというところで進めております。

毎日の発表は基準に従って進めていただきながら、新型コロナ患者を発生しないような十分な対応を県から徹底的に県民各位にお伝えいただくことは大事だろうと思いますので、十分ご意見を尊重させていただきながら努めてまいりたいと思います。

【建築国保組合 佐藤理事長】

国自体が結局経済を優先にして、それも大事なんだけど、まずやることをやってない。国民を自由にさせているだけ。

私は会社関係を経営して、こういう団体の長も色々やっているのですが日本国中に行きますが、最近外国人も増えてきている。結局はコロナをシャットアウトして早く経済を立て直したい。特に皆さん分かりますか。毎年ホームページを見ていると日本の倒産率はひどいですよ。新潟も最近ひどく出てきています。そうすると結局税金が取れなくて困る。県民も困る。コロナをシャットアウトしていかないと経済がおかしくなる。早く経済を立て直さないと知らないお金ばかり使うことになってしまう。そういうことなんですよ。

【議長 小林理事長】

他によろしいでしょうか。

本日の理事会、貴重なご意見もいただきました。

それでは、以上をもちまして、議事を終了いたします。大変、有難うございました。

閉 会

閉会 午後 2 時 35 分

ここに会議の顛末を録し署名いたします。

令和 5 年 10 月 4 日

議長

山 井 剛 幸 

令和 5 年 9 月 6 日

署名理事

鈴 木 力 

令和 5 年 9 月 15 日

署名理事

佐 野 恒 雄 

